

第97回 京都市消費生活審議会 会議録

【日 時】 平成22年1月20日（水）午前10時～午後0時

【場 所】 京都市 市民総合相談課（市民生活センター）研修室

【出席者】 消費生活審議会委員18名（五十音順）

市川篤子委員，伊藤義浩委員，糸瀬美保委員，今嵐正三委員，
大谷貴美子委員^{*2}，尾上妙子委員，狩野佳代子委員，川口恭弘委員，
高田艶子委員，永井弘二委員，早瀬善男委員，松岡久和委員^{*1}，
森田政子委員，山本克己委員^{*3}，結城公生委員，若林靖永委員，
和久井郁子委員，渡辺明子委員

*1 消費生活審議会会長 *2 表示・包装適正化部会長 *3 消費者苦情処理部会長

京都市

文化市民局長 山岸吉和，市民生活部長 鷲頭雅浩，
市民総合相談課長 山本滋生 ほか

【概 要】

1 開会

○ 京都市消費生活審議会会長挨拶

昨年、8月にアピール文について議論を重ねていただいた。ただ、その後、アピール文をいつ発表するのかについては、タイミングを計っていて遅れている。後で紹介があると思うが、2月2日にシンポジウムが開催され、その折に発表するという形をとらせていただく予定である。

他方、京都市の今後の消費生活基本計画の策定についても、本当なら年内に一度会議を開いて議論させていただくのが望ましかったが、諸般の事情により今年にずれ込んでしまった。そもそも盛りだくさんの内容を含んでいるために、今日も時間的には2時間いっぱいかかると思うが、熱心に御議論いただければと思う。

2 新委員紹介

（事務局から、社団法人老人クラブ連合会の森田委員を紹介）

3 議事

(1) 次期京都市消費生活基本計画策定に向けた基本的な考え方について

松岡会長 手元の資料を御覧いただき、これに沿いながら検討させていただく。基本の資料でも25ページの分量があり、1ページ目の目次に見るように14項目がある。説明は、だいたい1項目が1ページから2ページでできあがっている。「現状」がどうなっているか、それを踏まえて「課題」がどこにあるか、「今後の方向性」をどうみるかなどを御議論をいただき、今日の検討結果を反映して、方針案をと

りまとめていただく、という手はずになっている。

項目は14個もあるので、このまま一挙に説明していただいても、なかなか頭に入らず、議論にもなりにくい。2個ないし3個をまとめた括りがあるようなので、その括り毎にまとめて説明していただいて議論し、次に移るといった形で進めさせていきたい。

[事務局から説明]

(これまでの経過と、本日の審議の位置付け、今後の予定について)

- 次期計画の策定について昨年7月に諮問し、消費者の自立支援の目指すところ、大きな方向性について、先にメッセージとしてまとめていただいた。
- また、8月には市民生活センターの業務について説明し、消費生活の拠点としてのセンターはどうあるべきかという、センターの位置付けについて審議いただいた。
- 今回は、事務局で認識している消費生活行政に関する個々の具体的な課題に関して列挙しており、方向性を絞っていくよう御意見を賜りたい。
- 平成23年度までは消費者行政活性化基金があるが、京都市の財政状況は厳しい状況があり、メリハリのついた形で新計画をまとめていきたい。
- 今回の審議の後、事務局では計画案の案をまとめて、本市内部の関係各局との調整等を行う。
- 次回の審議会に計画案の案を提案させていただき、その後、パブリックコメントで市民意見を聴取し、11月末を目標に答申いただき、22年度内に計画を策定する予定である。
- 今回の審議で言い漏らした事等、追加の御意見がございましたら、できれば今月中に事務局までお知らせ願いたい。

(注) 以下、「ページ」は、資料の通し番号によるページを示す。

(資料 1～7 ページ参照)

- ①②③については、センターの消費生活相談にどう消費者を繋げていくか、また、相談いただいた内容にどう応えていくのかということに関わる課題である。③についても、見守りの仕組みから相談窓口にどう繋げていくかという観点でここに挙げている。
- ①について、どこにも相談していない人が3分の1存在しており、相談の掘り起こしについて御意見を伺いたい。
- ②について、調停制度、消費者サポートチームによるあっせん、相談員によるあっせんの効果的な使い分け等について御意見を伺いたい。
- ③について、高齢者等の被害の防止に関し、現在、「くらしのみほりたい」に取り組んでいるが、今後の展開について御意見を伺いたい。
- ③に関連し、最近、報道され、話題になった訪問販売お断りシールについて、法律の解釈と本市消費生活条例上の取扱い等を7ページの参考2に掲載した。

松岡会長　最初は消費生活相談，2番目は高度な相談の場合，最後は被害に遭いや
すい高齢者というふうに，①から③はいずれも相談活動を中心に，被害が生じた
場合に，いかに泣き寝入りをさせないで実効的な解決に導いていくかという活動
の現状と，いろいろ課題として考えられるところを挙げていただいた。

1点だけ補足と質問を兼ねてさせていただく。2ページ目の消費者ホットライ
ンは，国の制度で，全国からそこに電話すれば機械的に応答して，住所地を郵便
番号で入れれば，住んでいるところの消費生活センターに繋がる。こういう理解
でよいか。

横道係長　消費者ホットラインは，消費者庁が設置した全国共通のダイヤルで，ナ
ビダイヤルという仕組みで，この番号に電話すれば，ガイダンスで郵便番号の入
力の案内があり，郵便番号を入力することにより，お住まいの場所の消費生活セ
ンターに繋がる仕組みになっている。京都市民の方が，この電話番号にかけて，
京都市内の郵便番号を入力していただいたら，私どもの相談窓口につながるという
仕組みである。

松岡会長　いろいろ説明いただいた。例えば①については，窓口の効果的な周知方
法，相談機会を拡大する活動として，「以上のような活動をしているけれど，他に
何か良いアイデアはないか」，②の高度化する相談については，「専門相談機関と
の連携等の方策をいろいろ考えているけれども，良いものはないか」，③の高齢者
のさまざまな見守りの仕組みについては，「消費生活センターのみならず他の認知
症関係の活動があるが，それと比べればプライバシーを配慮した控えめな活動に
なっているが，これでよろしいか」「むしろ何か他に考えることはないか」，おお
むねこういう問題提起で御意見を伺いたいということだったと思う。

もつとも，今の点にこだわる必要はなく，全般的に御質問や御意見をお出し
ただければよろしいと思う。

山本部長　ホットラインについては，うまくいく自治体とうまくいかない自治体
があるという新聞報道がされていたが，京都市は大丈夫だったのか。

山本課長　京都市は大丈夫である。IP電話を使っている自治体については，でき
ないなどお聞きしており，改めて配線を繋ぎ直したというところもあるようだが，
京都市は問題が無かった。

山本部長　2つ目の質問は，審議会による調停だが，利用されない理由が分から
ないと対策の採りようがない。単に認知度が低いのか，行政がやる調停について
市民が利用価値がないと思っているのか，いろんなパターンของことがありうる。
そこが分からないと活用と言っても活用のしようがない。あっせん不調で終わっ
た場合について，「調停いきますか」ともしお誘いされているのであれば，断る理
由がある程度把握できると思うが。

山本課長　手順としては，あっせんに入り，不調案件になりつつあるか，話が決裂，
まとまらないという段階で，不調になったときに調停という制度があることは相
談者にお知らせする。ただ，そこに至る前の段階で，明らかにこれ以上話が進ま
ないとか，話がまとまるような調停にもっていく適格案件が非常に少ないという
こと，明らかに相談者のほうが過剰気味の要求であるという案件だったり，不適

正な取引行為そのものはなかなか見出しがたい案件などが、大きな理由としてある。5 ページの参考にあるように調停に結びつかない結果になっている。

山本部長 あっせんも調停も間に人が入って話をつけるという意味では一緒なので、似たようなものを、屋上屋を架している観がある。私見だが、あっせんがあれば調停は使われなくても、それは構わないというふうな位置付けが良いのではないかという気がする。あっせんでうまくいかなければ、調停でまた時間を取るよりは、裁判等にいったほうが本人のためにも良い可能性がある。これは、使いたい人がいれば使うということで活用する必要は何もなく、あっせんは活用する必要があるけれど、調停については活用するということはあまり言わなくて良いのではないかという気がする。

松岡会長 5 ページ目に参考1として「消費生活専門相談員のあっせん不調について」とあるが、これは、苦情処理部会で報告していただいたものを、その区別の仕方があまり適切でないということで整理し直していただいたものだと思う。あっせんが不調に終わったのは、あっせん申立てがあった相談件数の中の僅か16件、5%くらいで、その16件の内訳が表の下の7件+9件である。そのうち7件は「相談者が法的手段などに移行したため」、つまり、当事者がもう訴訟をやりますと言っているから今さら調停の出番でもない、対象外ということです。下の欄の9件「話し合いによる解決が困難であると認められたため」もなかなか難しく、最初から“けんもほろろ”の対応であったり、お互い主張が水と油で歩み寄る余地がほとんど無い形で物別れに終わっているような場合である。こういう場合には仮に調停の申立てをしても応じず、最終的には訴訟になる。山本部長が仰ったように、この2つのパターンだと、調停の活用の見込みはほとんど無いわけである。

このように現実的には使えない状態であるが、ただもう1点補足すると、従来この調停はPL案件^(注)に限られ、契約上のトラブルは対象外だった。それを広げることは前の条例改正で行ったが、まだ、その点が必ずしも周知されていないと思う。(注：PL案件…製造物の欠陥によって被害が生じた案件)

京都市で1件あった調停は、たまたま私が調停委員長をさせていただいた案件だが、相手方が大企業で、髪染めによって髪の毛が抜けて禿げてしまったという事例だった。その事例では、最初、企業側も「それは消費者の誤用だ」といってまったく相手にしない態度だったが、かなり深刻な被害であったし、話し合いのテーブルには着いていただけということだった。その後、比較的高額の解決金で円満に解決できたが、訴訟となったときの企業のダメージを回避したいため調停による解決に応じたようである。

このうまくいった1件の例は、いろいろな条件が重なってようやくそういう結果に至った。悪徳業者であれば、そもそも話し合いのテーブルにつかない。先ほど山本部長が仰ったように、制度が活用できればそれに越したことはないが、現実的にはそれほど使い勝手はよくない。一つの制度として「用意してあるのはいいことだ」というくらいでも良いという御意見は、まことにその通りかもしれない。

この点、弁護士委員の方などは別の御意見をお持ちではないか。あれば、お出しいただきたい。また、この点に限らず、何でも御発言いただきたい。

早瀬委員 消費者行政活性化基金について、これは、京都だけでなく、全国のものだと思うが、取られなかったのか。まだ活きているのか。基金であれば、利息、果実をもらうのだろうか、どこの基金になっているのか。

山本課長 国から基金資金が各都道府県に下りており、京都府は申請を出して国から交付金をもらっている。

基金は今年度からだが、京都市は今年度 2,770 万、来年度についても予算要求している。

鷲頭部長 京都府が国から交付金をもらって、京都府全体で 5 億 2 千万が基金となり、京都府内の市町村が 3 年間でこれを使う。基金を設け、その果実で運用するのではなく、3年間でそれを使いなさいということである。

松岡会長 普通の意味での基金でイメージされるものと違って、3年間の限定で全部使ってしまうという話である。

逆に冒頭に説明があったように、京都市も財政的に厳しい折から、この 3 年間はその基金があるためにある程度活動を広げられるけれど、その先のことを良く考えておかないと、手を広げるだけ広げて後どうするのかという話が、やはり一番大きな問題となってくる。

高田委員 ③の「高齢者等のさまざまな見守りの仕組みについて」のところ、2点ほど質問したい。

1点目は、暮らしのみほりたいのことで、私も、暮らしのみほりたいに登録しているが、登録後は月 1 回、消費生活相談・情報メール便が来るくらいである。課題のところに、みほりたいの「今後の推進」「登録後のケア」と書いているが、これについて具体的にどんなことを考えているのか。例えば、ステッカーを貼るということでは、地域では子ども 110 番、これはステッカーが 5 倍くらい大きい、そういうのを地域で登録した人が貼る事業がある。それになると、学区ごとくらいのところで、少年補導とか防犯推進とか、毎朝、学校の校門の前に子どもの安全のために送り迎えしている人などを集めて、年に 1, 2 回くらい、子どもの安全・安心について話し合いがある。登録後のケアあたりで、やはり高齢者の安全・安心についても、そういう地域ごとに集まるような企画をされたらどうかというのが 1 点目である。

もう 1 点目は、「高齢者等」の対象は、どこを重点的にされているのか。6 ページのところに老人福祉員とあり、確か老人福祉員の方の対象は一人暮らしで高齢者の方、確か 70 歳以上だったと聞いている。また、7 ページに一人暮らしお年寄り見守りサポーターということもある。私の感覚では、今、地域では、御高齢の方には一人暮らしの方も確かにいるが、一人暮らしの方よりも、お年寄りお二人で住んでいらしたり、若い人と同居しているが、もう何か、2 所帯みたいな形でほとんど関係が無いとか、そういう方のほうが、どちらかというときが多いような気がする。そういう意味では、見守りということについても、もし「一人暮らし」ということを重点的にされているのであれば、少し現状に合わないのではないのか。この 2 点、よろしく願います。

松岡会長 いずれも非常に貴重な御意見を含んだ御質問だったと思う。1 つ目はアフターケアで何か考えていることがあるか。2 つ目は、そもそも、みほりたいの対

象をどう考えているか。いかがか。

山本課長 出前講座の度に、3千名の目標に向かって登録者数の拡充に努めてきた。昨年の審議会で、今年度くらいに、みはりたいの方を対象に、意識調査なり、アンケート調査のようなもので、皆さんどういうふうにお考えになっているのか検証したいということをお話ししたが、まだできていない。その時点の課題がそのまま、ここに残ってきている。

メールで安心・安全情報を月1回はお届けするというをしている。これにも問題があり、1,500名の方全員がメールだと瞬時に最新情報が行き渡るが、メールの比率は高くない。FAXの場合や郵送もあり、情報の伝達の仕方と、皆さんのみはりたいとしての意識の持続性の仕掛けということは、考えていかなければならない課題である。

2点目、一人暮らしのお年寄りの件で、保健福祉局の一人暮らしお年寄り見守りサポーターの取組については、立ち上げの時から、私どものくらしのみはりたいの事業とは、情報交換、協力している。趣旨目的はどちらかという保健福祉局の事業の中に消費生活ということで包含される部分もあるが、連携してやっぴこうと情報交換している。私どものほうでは、一人暮らしということにはこだわっておらず、そういう募集の仕方もしてきてはいない。必ずしも一人暮らしの方だけをターゲットに限定しているわけではなく、高齢者を対象ということである。

松岡会長 一人暮らしお年寄り見守りサポーターが独居の高齢者を対象に考えているのに対して、くらしのみはりたいは、自分の地域に住んでおられる高齢者全般を考えている、という理解でよいか。

(事務局 了承)

市川委員 ③のところ、訪問販売お断りシールは、訪問販売のお断りにそのまま直結しないと説明があったが、くらしのみはりたいのシールが少し抑止効果があると認識しているのであれば、何か策というか、これから何か作っていく、若しくは、みはりたいのシールにお断りの文字を入れていく。京都市独自で条例のようなものを作って、シールを貼ってある消費者に門のところから問いかけが無いようにできれば、どうか。これから訪問販売に対して、より抑止効果を強めるために何か考えがあるか伺いたい。

もう1点、①のほうに戻って、インターネット消費生活相談の実施では、これを合計すると50件で、平日の消費生活相談7千件に比べると、ものすごく低い数値である。どうしてこんなに少ない数値であるのかを聞きたい。

先ほどそちらの広報誌をいただいてきたが、間に合っていなかったのか分からないが、インターネットの相談が書いていない。「インターネット」と言うと、どうしても若者というイメージがある。小学校、中学校、高校、大学など、若者向けに、京都市独自でも消費生活に関するパンフレットをたくさん作っていると思うが、これから広報誌を作る場合には、その方たちに活用していただけるように、必ずアドレスを入れていただきたい。

また、相談窓口の効果的な周知方法ということで、京都市では回覧板が回ってくる率が、私の住んでいる近所しか見ていないが、非常に高いという印象がある。京都市の市民総合相談課でたくさんパンフレットを作っていると思うが、これを

回覧板に入れるというのは予算的にはかなり厳しいのか。

松岡会長　今の質問と、先ほどの高田委員の1番目の質問の一部は、後の⑩の「広報・啓発における各種媒体の効果的な活用方法について」のところにも繋がるが、今、ここでお答えを頂戴できればと思う。

市川委員の1点目は、訪問販売に関する条例での対応の可否。2点目は、インターネット消費生活相談の実績が少な過ぎるのではないか、それはなぜか。それから、周知徹底のため、いろいろなところにURL等載せてはどうかという御意見だった。

山本課長　まず1点目、ステッカーの話だが、最近話題になっており、参考に挙げた。この訪問販売お断りについて、一昨年くらいから一部の都道府県、秋田県などでは非常に厳しい条例、制定には至らなかったが、まったくダメというくらい、そういう抑止効果の強い条例の動きはあった。ただ、そこに営業活動の自由の問題だとか、いろいろ課題があり、果たしてそれが良いのか、悪いのか。その辺は情報収集しながら、そのあり方については検討していくことはあるかと思う。

松岡会長　専門に近いので一言説明すると、条例案を以前に審議した際、不招請勧誘、すなわち、頼みもしないのに売り込みにやってくるのは最初から断れないかという意見が非常に強くあった。弁護士会からも一定の不招請勧誘を禁止する案を訪問販売に設けてはどうかという提案をいただいております、全国の法律のレベルで検討されている。ただ、法律が現在のところは、営業の自由をも考慮し、最初からお断りしているところに頼みもしないのに売り込みに来るのはおおよそ違法だ、という扱いにはしていない。一応それは適法としたうえで、執ようなひどい勧誘はダメというルールにしているために、法律のルールそのものを基本的に方向を変えずに、条例で実質的に禁止するのは非常に難しいだろうという結論になったと思う。

法的な面では、お断りのステッカーを貼っても売り込みに来たということだけで、おおよそダメな勧誘だと評価するのはかなり難しい。しかし、ステッカーが貼ってあることから、ここに売り込んでも消費生活センターなり弁護士なりに相談されてしまって、結局うまい商売にならない、と業者に勧誘を諦めさせる効果は現実にはある。それが先ほど仰っていた事実上の効果というものだろうと思う。

山本課長　2点目、インターネット消費生活相談は、昨年からはじめ、だんだん周知されてきた。1月の直近で72件となっており、最近になって1日当たり1件ないし2件入ってくるようになってきつつある。徐々に増えてきている傾向はあり、さらに広報に努める必要はある。ただ、現実的なお話として、インターネットの1回限りのやり取りで消費生活相談を解決する、終わることはない。やはり書類を揃えていただいたうえでお電話いただきたいというような答えを最後の部分で付け加える案件が多い。相談していただける機会の拡大という意味で大きな意味があるので、PRに努めていきたい。

回覧板についての御意見は、京都市では特に地域でのつながりが多く、回覧版の利用は非常に有効である。事実、私どものチラシの作成時に、この何年間、絶えずというわけではないが、年に1回か2回はパンフレットを作って町内回覧していただいている実績はある。一番効果があるのは市民しんぶんのような全戸配

布が決定的に広報力があるが、その次に回覧板というのは行き渡る比率は大きい。単に、ここに置いておくというのはダメだという結果は出ている。

松岡会長　市川委員の御指摘にあったように、URLの表示というのは、あらゆる場所にすきまがあれば載せていただくことは可能である。ただURLは結構入力が面倒なので、QRコードも考えてはどうか。高齢者が使いこなせるかには若干問題があるが、携帯でサッと読み込ませればすぐ入力されたことになるので、いちいち手で入力するよりは手間が省ける。若年者だったら使いこなすは楽であり、そういうものの活用も更に考えていただければ良いのではないか。

渡辺委員　今までの議論には直接関係ないというか、その前の疑問である。ここでは「相談窓口の…」と言っているけれど、現実的に、高齢者の方は日常的にはどういう暮らしのパターンをされているのか、また、それをどれほど掴むことができているのか。

例えば、生協の場合、高齢者の方もたくさんおられるが、生協の中で重要な役割ができるだろうと思うのは、1週間に1回でも担当者が来ること。まず、そういう人たちにだったら「困ってるねん。」と言いやすい。つまり、その時点では、高齢の方、たぶん若い方も、どう感じたかという「なんかおかしい…」みたいな、そういうことから始まり、結果的に「被害に遭った」というふうに私たちは思う。

取っ掛かりの広報とすれば、その出発点の探り方と、そういう方たちがどういう暮らし方の中で、日常的にはどこにいたら言いやすいと思っているのか。行きやすかったり、ちょっと聞いてみようと思ったりしているのか。そういうことも同時に探らないといけない。

たくさんやられていただいている、回覧も見ている。しかし、特に高齢の方がどういう暮らしをされていて、どこに行きやすかと思っているのか、もう少し焦点を定める必要があるだろう。

それで行くとネットワーク、生協もそうだが、近所の小さい市場もスーパーも含め、これから一つの目的のために改めてネットワークをつくるということは、やっていく必要があるかなと思う。

山本課長　貴重な御意見いただき、今後そういう検証の仕方について検討してまいりたい。

永井委員　先ほどの不招請勧誘の問題について、松岡先生も御専門だということだが、やはり今、弁護士会でも大きく取り上げて、各行政に働き掛けていきたいと思っているところだ。法律の制度と条例の制度との関係、詳しい法律論はいろいろ有ると思うが、少なくとも弁護士会では十分可能だと考えている。秋田の状況も大分詳しく視察もして検討させてもらっており、確かにいろいろ難しい問題もあると思うが、やはり一般の市民の方、消費者の方から見て、不招請勧誘については、知らない人は来た時点で知らないと言っているのに、来た時点でそれは違法な勧誘になるんだというような形にして、非常に大掛かりな網を掛けないと、こうした特に高齢者の方だとか、いろんな方の消費生活の安全は守れないということは、かなりハッキリしてきているのではないかと思う。

欧米でもかなりたくさん取り組まれているし、それから日本の法律でも、ごく

一部だが、金融商品では、FX、外為証拠金のような非常に厳しいものについては、すでに不招請勧誘の条項が非常に厳しい形で入っているのだから、条例でやっていくことも十分可能だと思う。何より、おそらく今後相当時間がかかると思うが、法律自体もそういう方向で動いていくと私も弁護士会も思っている。それを全国に先駆けて京都でやるというのは極めて意義があることだと思う。できれば、この基本計画に盛り込んで、そういった条例を制定していくんだというようなことをやっていただければと思っている。

川口委員 不招請勧誘は確かにかなり業者にとっては厳しいもので、そのバランスはとる必要があると思う。しかし、不招請勧誘というのは、最初から来てくれるなという全く飛び入りができないものだが、1回行ったけれど「次、来てくれるな」と言ったときに2回目からは来られないというような法制度というのはあり得ると思う。そういうのを条例でというのは検討課題になると思う。

松岡会長 今の点は私が消極的な態度をとっているというわけではなく、従来の審議会の議論等では、やはり少し難しかりょうということだったにすぎない。永井委員や川口委員の御指摘のように、条例でもし出来るのであれば、問題点も含めて問題提起をしていただいて、それこそ議員立法ではないが、委員からこういう案を出して、審議会でもこういう方向で考えていってはどうかという形で声をまとめることは十分可能である。御提案をいただければ、審議会の活動としては画期的なことになると思う。

山本部会長 秋田の条例は全然存じ上げないが、実体私法上の効力はあるという前提か。つまり来たことによって罰則、そういう不招請勧誘に刑事罰ないし行政罰を科すというのは条例で可能かも知れないが、実体私法上の効力があるのか無いのか。そこまで条例で踏み込めるのかが一番難しいところだと思うが。

永井委員 確かにそのとおりで、京都市の消費生活条例と同じように、一定の刑事罰、条例罰を設けるというような形で、民事効までは無かったと思う。

松岡会長 こう大量の説明資料を直前に配布して、急に説明を聞いても、何も意見は出ないということで粛々と全部の項目がアツという間に終わってしまうという心配があったが逆になった。非常にたくさん有益な御指摘・御意見があり、今の段階で今日審議を全部終えることは、司会進行を承った私は、もう断念している。事務局と後で相談させていただくが、日程調整の点で御出席いただけない方も出てくるかも知れないが、もう一度議論する機会があった方が良く考える。今日はできるだけたくさん御意見を頂戴できればということにさせていただこうと思う。

① から③について他に御意見はないか。

結城委員 ①のところだが、京都府にも消費生活安全センターがあるが、市との関係、連携、役割分担はどのようにされているか。

山本課長 京都府のセンターと京都市のセンターが直接的に連携しているのは、週末の電話相談を京都府と京都市で同じところに委託して相談を受けていることが、連携としては一番強いところである。

京都府と京都市の相談の関係では、京都市域の方、市民の方は、京都府のセンターに掛けると、そこで受け付けられる。ホットラインでは市域から掛けると基

本的には私どものほうに入るといふことで、このダイヤルが増えてくると私どもの相談は増えてくる。京都府で受けている京都市域からの相談比率は非常に多く年間4,500件から4,700件くらいあり、それがすべてこちらに入ってくると、年間8,000件弱のところ50%増という事態になる。そういうことには至らないとは思いますが、そういう関係で相談をそれぞれ受けている。

結城委員　　せっかく今、府市連携をされているので、同じようなことをやっても詰まらないと思うので、できるところは整理して分担と連携をできればと思う。

松岡会長　　基本的な確認だが、京都市域に住んでいる人については京都市が担当して、それ以外のところは京都府が担当する、ということか。

山本課長　　京都府は、京都市域を含む京都府域すべてを所管している。

松岡会長　　そういう意味で重なっているということが分かった。①から③について他に御意見はないか。

(委員 特になし)

松岡会長　　お気づきになれば後からでも御発言いただきたい。それでは、④と⑤、この続きは、木で竹を接いだような組み合わせになっているが、2つ3つずつぐらいで進めようということなので、「④多重債務問題への取組について」と「⑤住まいの安全の推進について」を説明をお願いします。

[事務局から説明]

(資料 8～11 ページ参照)

- ④⑤については、消費者の安心・安全に関し、現在の消費生活基本計画の中でも重点取組としてきた項目であり、推進状況の点検時も、いろいろ御意見をいただき、今後も引き続き課題となると考えられる項目である。
- ④については、これまで比較的順調に事業を展開し、多重債務特別相談では、相談定員に対して実際に相談した人の割合を示す充足率は、相談のしやすさに配慮し、6割強を維持しているが、改正貸金業法の完全施行など、次の展開についても検討しておく必要がある。
- ⑤については、担当局の分野別計画で耐震改修の促進に取り組んでいるが、消費者の関心も高いことから、現行の基本計画でも取り上げている項目であり、助成制度の利用実績が少ないことが指摘されている。

松岡会長　　この2点、御質問若しくは御意見どちらでも、お気づきの点があれば御発言をお願いします。

糸瀬委員　　一昨年、派遣村の問題が大きな社会問題になったが、多重債務問題に表れている貧困の問題についても労働の問題は切り離せない問題ということは、社会的にもかなり認識されてきた。多重債務の問題に関して、私はこれまでも相談等を受けて感じてきたが、多重債務に陥るきっかけというのは、失業であったり、仕事の分野での、いろいろな躓きというか、そういうことから生じてきている。その辺りを解決しないことには、相談を受けていても、例えば弁護士が受任して破産とか債務整理とかという形で解決を図っても、その後の生活の見通しが立っていないと、どうしてもやはりまた多重債務に陥ってしまうのではないのかとい

う心配を抱いてきた。

この間、ワンストップ・サービス・デイとか実施されているようだが、弁護士会への京都市からの要請を見ると多重債務への弁護士の派遣という形の要請で来ており、労働問題としての派遣要請というのは来ていないように認識している。その辺り、生活再建については福祉の色合いが濃いということも仰ったが、生活が維持できないということでの京都府・京都市としての問題としては、福祉に繋ぐ視点での連携ということになるのかなとは思いますが、失業の問題としてはハローワークで、労災とか賃金不払いということでは労働基準監督署ということになる。弁護士が相談を受ける場合は、そういう問題を認知すれば、それを受けて解決していこうということになると思う。京都市では、例えば、窓口での相談とか、いろんな特別相談の場とかでは、労働分野との連携については、どのように図っている、図ろうとしているのか。

山本課長 この年末、京都でも行われたワンストップ・サービス・デイというのは、ハローワークが中心となって京都府のテルサで展開し、弁護士会、私どもも相談員が参画して行われた。こういう取組が広がっていくことは十分予想される。

私どもも連携として参画していくことを検討していくが、労働問題、これはまた縦割りという話になるが、このワンストップ・サービス・デイの取組の窓口は、基本的には産業観光局で受けている。その要請というか、そちらから情報を得て、こういう形で、福祉部局、生活保護の話も多重債務の返済の問題も、心の問題も1箇所ですることができるということで行っている。今後、そういう社会情勢が続くことが良いのかは別にして、この取組は拡大していくと思われ、私どもは多重債務の相談という観点から十分注視していかなければならないと考えている。

松岡会長 質問に対するお答えとしては、労働問題がある意味で重要な問題で、多重債務だけを現象的に解決できるものではないという認識は随分ある。ただ、他部局の企画に協力する形で進んでいる、というふうにとまとめられよう。

逆に糸瀬委員から、労働問題が根本の問題であれば、どういう観点から強力で推進していったらいいのか、アイデアや御提言はいただけないか。

糸瀬委員 少なくともというところだが、例えば消費者ホットラインのチラシを見ると、労働問題は相談窓口で受け付けられない相談として分類されてしまっている。実際の相談のレベルでどういうふうに相談を受けるのか分からないが、例えば、縦割りの的に対応するのではなくて、情報提供的でも良いので、相談窓口にそういう情報提供のツールは備えて有るのか無いのか。きちんと把握しているわけではないが、そういうものは少なくとも必要だと思う。

松岡会長 前に違うところで質問にお答えいただいたとき、あまり形式的に「これだから断る」ということは基本的にはせずに、然るべき担当部局が別であれば、そちらにあっせんするなり、伝達するということがあったが、そうしているということか。

山本課長 はい、それはやっている。

驚頭部長 現在、先ほど申しました産業観光局に労働の担当の部長がおり、現在、京都府と共同で、特に今この景気の悪い中での雇用の問題、これについてのいろいろ、相談とか連携してやっていますので、そういうところに今のお話をつない

でいくことも含めて考えていきたい。

市川委員 ④のところ、専門家による相談というところで、弁護士の先生方の都合で決まったのではないのは分かるし、限定された曜日というのは仕方が無いとは思いますが、水曜日、若しくは月曜日の決まった時間帯に弁護士に相談にのっていただくことになっている。

質問として、多重債務相談ということで19年12月からの電話番号が書いてあるが、まず、こちらは土曜・日曜はやっているのか。

消費者ホットラインのほうでは、土曜・日曜も含め、要は年中無休というようないつでも相談できるような状態になっており、PIO-NETの中でも融資サービスという分類の中に多重債務問題が入るようなので、消費者の方が実際に多重債務の相談も消費者ホットラインにかけてもいいのかどうか。かけてよろしい場合は、それについての周知徹底というか広報活動はどのようなのか。

多重債務相談専門窓口以外でも、土曜・日曜でも、受け付けるというような広報活動について、どう考えるか。

山本課長 一般消費生活相談のほうに多重債務の特別ダイヤル「さいむゼロ(3160)」という特別の回線を作ったが、それまでは消費生活相談の中に借金問題の相談もあり、そういう状況の中で特別に回線を設けた。一般的な消費生活相談の中でも借金やローンの話は入ってくるので、そういうときに私どもの相談員がいろいろ聞き取りし、専門家、特に京都市の場合では曜日を決めて弁護士の方に来ていただいて特別相談を受けている。その日程が合わなければ、弁護士会ないしは司法書士会が設けている窓口を紹介するというところで、言わば中継基地という形で、消費生活相談に入ってくればどこかにお繋ぎしていくということをやっている。

松岡会長 消費者ホットラインにせよ、一般窓口の相談にせよ、広く受け付けていただいて、専門のところがあれば、そちらをお示しする形になっているということだな。

山本部会長 改正資金業法が完全施行されると、多分ヤミ金が今まで以上に復活、はびこるというシナリオが十分予想されるが、京都府警との連携ということでは、相談があつて「これはヤミ金だ」ということであれば通報するなどを含めて、具体的に考えているか。

山本課長 既に、現実的に「これはヤミ金だ」という相談案件があれば、府警に直接連絡している。情報交換、連携についても取り組んでいるが、法の完全施行になったときには、どういう情勢になるのか注視していきたい。

松岡会長 直接関係はない話だが、今朝、京都新聞を見てみると、振込め詐欺がここ1年で、60%減って4割になったとあった。手口がだいたい知れてきて、みんな引っ掛からなくなってきたということも理由の一つとしてあるだろうが、一方で摘発・逮捕件数が随分増えた。これはやはり、こういう相談を受けたところから情報を受けて警察の捜査が発動するという仕組みがうまく整ってきているという感じはする。

他に住まいの安全等についても、何かないか。

(委員 特になし)

松岡会長 こちらは、あまり利用実績が上がっていないことが問題と言えれば問題だ

が、補助金は出るが、自分でたくさん費用を使って改修するときには少しお助けしましょうという制度だから、そもそも景気が悪くてあまり資金も無いときは使われない。景気の問題もあってそう単純にはいかないが、実績が上がらないから意義が無いとはならないと思う。また、お気づきの点があれば、振り返っていただくこととして、先に進んでよろしいか。

(委員一同 了承)

松岡会長 先を急ぐようで申し訳ないが、この次の⑥⑦⑧について御説明いただき、意見交換をしたいと思う。

[事務局から説明]

(資料 12~16 ページ参照)

- ⑥⑦⑧については、事業者指導に関わる項目である。
- ⑥について、京都市には、特定商取引法等の法令に基づく指導権限はない。条例に基づく指導の活用も含めて、効果的な対応を図っているが、国の動きへの対応など、今後の強化の方向性について検討しておく必要がある。
- ⑦について、食の安全については、大きな動きとして、条例制定の取組が進んでおり、今後、制定後の周知などの取組が重要になってくる。
- ⑧について、現行計画での取組項目など着手したが、進んでいない状況にあり、国の動向への対応も含め、今後、どのように取り組んでいくか、引き続きの課題となっている。

松岡会長 今の3つの項目は、ややどれも抽象度が高い部分がある。しかもちょっと歯切れの悪い部分があり、露骨に言えば、力を入れて取り組む人員とお金が無いということだが、自認している部分をはっきり言っていたのはかえって良かったと思う。⑧の「広告・表示等ガイドラインづくりの検討」では、目標としてはそういうガイドラインを制定することを掲げているので、検討は続けたい。しかし、国の動向があるので早急に作ってもまた改定が必要になるので、国の動向を見極めながら慎重に対応したい。「いやいや、そんなのではダメだ」という御意見があれば、考え直していただくことになる。事業者指導についても「府市協調を図る必要がある」となっているが、一方で、市長がアピール文でここに来られた時に、「『京都市は消費者行政についていろいろな活動をしているので、それに見合う権限と人とお金をください』と府に対して強く言い続ける。」と強く仰っていたので、我々としては、そこをサポートしたほうが良いだろうと思う。

全般について、ここは少し御意見を出しにくいところがあるがいかがか。

伊藤委員 事業者指導についてお尋ねするが、訪問販売と御用聞きとの棲み分けをきちっとしておいてほしいと思う。と言うのは、今、小売業は非常に状態が悪い。魚屋でも魚が余ってくると、「実は今日こんなええ魚があるんやけど、安いし買ってえな。」と売りに歩かなければ完売できない。スーパーではなく、普通の商店、普通の街の商店街にお店を出している方がそうになっている。八百屋でもそうになっている。だから御用聞きである。けれど一つ返すと、相手の取り方によっては、「ち

よっと、いい魚が余っているので買ってちょうだい。」と言うのが、押し売りになるかも分かりません。

だから、この辺のこと、牛乳の販売店が牛乳のPRに回るのが訪問販売になるのか。新聞の拡販は訪問販売になるのか。酒屋が御用聞きに回ったら訪問販売に入るのか。お米屋が御用聞きに行ったら訪問販売に入るのか。やはり、そういうことの棲み分けをきちんとやっておいてもらわないと事業者側として非常に後々まで、これが問題として残るのではないのかと懸念がある。

これは行政にお尋ねするのだが、食の安全の件について、JAS法違反の場合はどこが取り締まるか。

山本課長 国の農政局が取り締まりをしている。

伊藤委員 今回、保健福祉局が条例を制定しようとしているが、実は去年の2月に門川市長から諮問があった。それを保健福祉局は、—今日は保健福祉局は来ていないが、できれば本人のいる前で言ったほうがいいなどは思ったが、申し上げる—2月に市長から諮問が出たけれど、それをズーッとほおっておいて、12月3日に慌てて骨子案を作ってきた。しかも、この間、何でこれだけほったらかしにしていたのか問うと「インフルエンザにとられ、人数も少ないので、そこまで手が回りませんでした。」と。一つの言い訳で、これはもうバカにしたような話だ。骨子案が12月3日に出て、我々が聞いたのは、紙切れ1枚で12月15日に市民に公開的な説明会をしますと。それも市民50人に対して、という紙切れ1枚で、これで今年2月に議会に対して条例を提案しますということが出てきた。我々事業者としても、「これはおかしいのと違うか。条例を作るについては、審議会に諮って、その審議会の中には、一般の学識経験者、消費者の皆さん、それから事業者の皆さんが入って、これを審議した中で盛り上げていって、パブリックコメントを求めながら、最終的に審議会で審議したものを条例の骨子案として、また条例案として議会に提案するのと違うのか。」と言ったが、そういうことは聞いたことがないという、こういう話である。何故そういうことになるのか分からない。

「では、条例の対象は。」と聞くと、「京都市内の業者です。」と。「京都は地続きで大津市も隣にある。道路を隔てて、大津市の業者の場合だったら、こっちに売りに来てそれは違反があっても、それは取り締まれないのか。」と聞くと、「できません。京都市内だけです。」という話である。「じゃあ、条例を作らなくても食品衛生法違反で取り締まれることであって、この頃はもう自主的に回収せねばならない状況が出たときは、事業者の道徳的な責任で皆回収しますよ。不祥事が出た場合、回収しますよ。」という話をしたが、「とにかく市長から諮問が出たので、我々はこれを作って、この2月に議会に提案します。」ということである。

これはいい加減なザル法だと思うので、私はザル法と呼んでいるが、片一方は、食品衛生法で取り締まれるけれど、「産地偽装が出た場合は、どこが取り締まるのか。」と聞くと、「それは我々には取り締まれない。」と言う。「いわゆる食の安全、食だけです。ノロウィルスが出た場合とか、そういう場合だけです。」と。そういう説明であれば、保健福祉局の食の安全・安心の条例より、文化市民局の消費生活条例の中でまとめてもらうほうが、より広くJAS法に関わる問題も網羅できるのではないのか。それから、「消費者庁が新たにできたので、その指示と指導に

よる形の中で各都道府県で条例を制定しなければならないことも出てくるだろう。何も保健福祉局が、この2月に訳が分からないものを市会に条例を提案して、『こんなことでやりますよ』ということは、ちょっと無茶違うかな。」という話を申し立てたのだが、未だに返事が無い。「いやあ、もういきます。」というような話だ。

我々は、行政から説明に来てほしいと、急遽12月22日に事業者を寄せて説明をしてもらった。だけれど、そういう話だ。今、JAS法が一番大事な問題に関わっている。産地偽装というのは、今、かなりたくさんある。しかし、それはまったく野放しだという話である。それなら、また、「これは京都市内の業者だけに適用されるのなら、食品衛生法だけできっちり罰則もかけられるし、営業停止もかけられる。何も条例は無くてもいい。自主回収やその公表とかは、違法があったら、マスコミとか全部公表するので、もう全部皆さんが知っている。京都市が『公表します。』と言う前に皆さんが知っているの、そこまで力を入れて、言葉で喋る、文書化することとは違うだろう。」と言っても、「いやあ…」と言ったなり、それも返事が無い。

市長がここにお見えになったときに言ったのは、「行政の一元化をしてほしい。縦割りで行かれる場合は、一番迷惑するのは、我々市民であって、事業者だ。いわゆる事業者も市民だ。」ということである。市民が一番迷惑するので縦割り行政を無くしてくださいということの、その一つが、これである。

建築問題について、これも、そうである。都市計画局の範疇に入り、建築指導に関わることは、ここで話をしても二重になる。先ほどの多重債務の問題、これは産業観光局がかんでくる。産業観光局と文化市民局だが、住宅問題となってくると、都市計画局と文化市民局になる。それから、食の安心・安全になってくると文化市民局と保健福祉局になってくる。他にもある。前にも一回言った包装問題。過大包装、過剰包装で、環境政策局と文化市民局。重なっている。これを何とか一元化しないと、これはいろんな面で、後で歪が来たすと思う。

今度も、保健福祉局のやる食品のこの条例、食の安全推進の条例が出てくるが、これについて、文化市民局から異議の申立てなり、我々と一元化してやりましようという話にはできないのか。これは局長に聞いたほうが早いと思うが、どうか。

松岡会長 他にも意見があるので、まとめてお答えをしていただく。

高田委員 今の食の安心・安全に関する条例について、伊藤委員は事業者の立場から言われたが、私どもは消費者という立場から、伊藤委員と同じことを思っている。消費者及び消費者団体の説明会というのは、先ほど事業者は15日と言われたが、その前の14日に確かあったと思う。50人ほど云々という話があったが。

逆の立場から言えば、保健福祉局の生活衛生課では、食品衛生法を中心に行っている。消費者団体としては、いわゆる消費者目線とか、「食の安心」という場合は、やはり「消費者がこれで安心できるのか」ということが大事だけれども、この条例自身には、消費者とか、いわゆるリスクコミュニケーションとか、消費者団体という言葉は無く、全部「市民」ということである。それで、説明会のやり取りのところで、私たち消費者団体としては、「食の安心」という場合には、消費者とか消費者団体の役割ということをきっちり認めてほしいし、そもそも、この条例自体がそういう意味ではおかしいのではないのかという話もしたのだが、

それこそ縦割りの話で、生活衛生課のほうでは「言えることは、ここだけなんです。」という話で終始してしまっている。

本当のところ、今日ここで、「文化市民局のほうから、こういう条例をお作りになるに関して、特に安心という言葉が出ているのに関して、その辺のところについて何かお伺いになりませんでしたか。」ということ、私もお聞きしようと思って来た。1月4日まででパブコメは締め切られ、それなりのことは書いて出したが、それでどれだけ変更できるのかという辺りを愉しみにしているのだが…。変更できなかつたら、どうするのだろうかとも思うが…。

そういう意味で、本当に文化市民局のほうでは、「食の安心」と書かれていることについて、どのような関わり方をされたのかということをお聞きしたい。

松岡会長　伊藤委員と高田委員からなかなか厳しい御質問が出たが、縦割り行政、権限の問題と関わる。これは局長に御回答をお願いしたい。

山岸局長　まず、文化市民局がまったく関わってなかったということは無いということ、これを申し上げる。この食の安全ということについて、はじめに関係局が集まった中で、どこに担当を、一番主に担当するところはどこになるのかということ、これを議論している。その中で、国の法体系から言っても、やっぱり食品衛生法、その関係から、最終的に保健福祉局の衛生の担当のほうで担当することになった。

ただ、私どもや、当然、産業観光局なり、いろんな局が関わることは确实であり、保健福祉局がやっているから私どもは関係ないと言うつもりはまったくない。今日ここでお聞きしたことも含めて、保健福祉局にはきっちりお伝えする。それから、伊藤委員からありました質問しているけれど答えが無いということは、2月に議会にかけていくことなので、それについてもきっちりとした形で説明するよう、それについては今日帰って申し伝えたい、そのように思っている。

松岡会長　最初に伊藤委員から御用聞きについて、訪問販売の適用があるかという御質問があったが、この点はいかがか。

山本課長　この場ですぐに回答することは非常に難しい。

松岡会長　御指摘になりたかったのは、質問そのものではなくて、全体としては悪徳業者対策ということで不招請勧誘の禁止に向けて法体制の整備や条例の整備が進んでいるけれど、その場合に、適法・適正な営業行為に過度の影響が及ばないように配慮してほしいということだった。そういう御意見として承る。

山本課長　御意見を十分認識しまして検討させていただく。

早瀬委員　今の伊藤委員の立場は、我々と同じ、小売商総連合会と商店街は同じ立場である。まさに今言われたことは我々も危惧している。

一つ、避けるというか、根本的に考えていただかなければならないのは、事業者性悪説に立ってもらっては困る。性善説に立ってほしいとまでは言わないが、少なくとも前者の申したことは一つお願いしたい、そうでないと今のような問題が起こってくる。

消費者の方もおられる場で少し申しにくい、やはり人間の解釈というものは自分中心で考える。もう少し客観的に考えていただく方が多ければ問題とは言わないが、その点は危惧する。

松岡会長　他に何かないか。

早瀬委員　これは全般的なことになるが、条例を作ったら、その時の周知徹底をしていただきたい。

これは本節のテーマではないが、我々は四条通、河原町をみな抱えているが、この四条通、建築のことだが、四条通はこの頃はビルしか建たない。木造は建たない。当然、新しく都市計画局に申請する場合、60cm 引っ込める。土地が安くなったと言っても高いので、建てる人にしたら 60cm セットバックは辛い。しかし、条例である以上仕方ない。

四条通が 60cm セットバックするのは、大正 12 年にできている。全然分からない、いつできたのか。特に四条通でも大橋から石段下までは、これは風致地区なので、もう 30cm 引っ込めて 90cm 引っ込めないといけない。それもいつできたか分からない。それを行政に問い合わせたら「市民しんぶんに出た。」と言う。市民しんぶんを隅から隅まで読んでません。でも、そういう説明を受けるわけである。

条例ができたなら、それは市民の合意であり、条例は否定しないし、時代の流れもあり、必要だと思う。ですから説明で、そういう具合に、市民しんぶんに出ましたからという理由だけは避けてほしい。こういうことができたという周知徹底をしてもらわないと困る。それをお願いしたい。

松岡会長　先ほどの説明の中でも、今回のこの条例にはいろいろと問題があるという御指摘を受けているが、仮にこれが施行されたとすると、直接影響のある事業者に対しては、当然、周知徹底の説明会その他を行っていただく。先ほど、そういうふうに報告の中でも仰ったと記憶しているが、そういう理解でよいか。

(事務局 了承)

早瀬委員　具体的には、周知徹底というのは、市民しんぶんを読まない者が悪いというような説明はしないでほしい。

山岸局長　早瀬委員が仰られたとおり、少なくとも関係団体には、きっちりと説明するというのが最低限必要だと思っている。

それと、四条通のセットバックの問題は、私も最近聞いた話だが、確かに大正時代に決めたことが生きている。その後でいろいろ法改正とかで、防火建築しか四条通には建たないので、そのときに決めたことに未だに効果を持たしておくのが良いのかどうか、ただ、四条通が、ビルの面をどこにするかで凸凹になる関係もあるので、市の内部でも関係局で検討している、今検討の途中だということは聞いている。それも当然さわれば、何らかの形でのお知らせ、実際建築上の問題があるので、そういう関係のところへの説明を含めて、きっちりされることだと思っている。それについて伝えていきたいと思う。

松岡会長　それでは、時間的にもここまでしか無理だと思う。先ほど勝手に申し上げたが、今後の審議の見込みも含めて、事務局から御発言いただきたい。

山本課長　時間が押して申し訳ございません。想定外の事態になっており、少し慌てているが、この時期、委員の皆様方非常にお忙しい時期に入ってきており、市におきましても市議会が 2 月 10 日から始まる。とは言え、この議題を残したままということにはならないので、この後の議題については早い時期に最大限お集まりいただけるという条件で、再度お集まりいただくということで 2 回目の依頼を早急に調整させていただきたい。

松岡会長 是非そうお願いしたい。今日は本当に活発に御意見いただき、耳の痛いことも多分あるだろうと思うし、想定した事態を超えたと思っているとおりで、案の原案の取りまとめに相当大きな影響が出ると思う。そういう意味で、皆さん大変お忙しいところ恐縮であるし、私も日程調整ではいつも事務局に御苦勞を掛けているが、できるだけ早期にもう一度審議会を開かせていただきたい。

山岸局長 本当に活発な御議論をいただきありがとうございます。きっと良い計画に結びついていくであろうと大きな期待を抱いている。

お詫びとして、皆さんに非常に急いでメッセージのまとめをお願いしたが、その発表のタイミングを逸していることがある。今度の2月2日のシンポジウムは、その発表の場としたいとも思っており、この審議会からも、松岡会長、渡辺委員に出ていただくということで、よろしくお願い申し上げます。

消費者行政について、昨年の消費者庁の発足ということは非常に大きなポイントだと思っている。そしてホットラインについても、京都においても既に実施されているということで、いろいろ動きがある。そういう中で、京都市は、消費者行政についてはこれまで先進的な取組をしてきたという自負は持っているが、こういう情勢の変化の中で、この消費者行政、京都市がどういう役割を果たしていくか。これは単に文化市民局だけでなく、先ほどから出ている縦割りの問題も含めて、京都市がどういう役割を果たしていけるか。それらについても一度真剣に考え、皆さんの御意見をいただきながら、計画、また良い消費者行政ができるようにがんばってまいりたい。

松岡会長 今、局長の話で触れられ、私も少し触れたが、2月のシンポジウムの件は今日の資料の中に御案内等が入っていないが、周知されているか。

(事務局 先に郵送で各委員に御案内した旨、説明)

(会長 了承)

驚頭部長 本日は長時間にわたりたくさん御意見賜り、本当にありがとうございました。先ほどの話にありました次回の日程、早急に調整をさせていただきたい。

以上をもって本日の審議会を終了させていただく。ありがとうございました。

(閉会)